

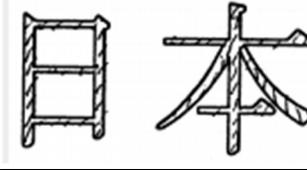
台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号農蚕園芸局長通達）の一部改正新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

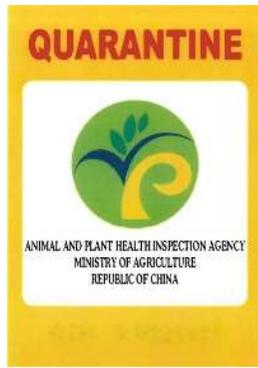
改正後	現行
<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のものにあつては次のアの様式に、仕向地が日本である旨のものにあつては次のイの（ア）から（ウ）までに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u></p> <p>ア 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>イ 仕向地の表示</p> <p><u>（ア） 日本</u></p> <p><u>（イ） 日本向け</u></p> <p><u>（ウ） To Japan</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u></p> <p>ア 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>イ 仕向地の表示</p>  <p>(2) (略)</p>

附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のもの</u>にあつては次のアの様式に、<u>仕向地が日本である旨のもの</u>にあつては次のイの(ア)から(ウ)までに掲げる字句のいずれかによるものとし、<u>こん包の側面等</u>の見やすい場所に、<u>容易に確認できる大きさ</u>で行われるものとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>ア 輸出植物検疫終了の表示</u></p>	<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>それぞれ次の様式</u>によるものとし、<u>こん包の側面等</u>の見やすい場所に<u>容易に</u>、<u>確認できる大きさ</u>で行われるものとする。</p> <p><u>輸出植物検疫終了の表示</u></p>  <p><u>仕向地の表示</u></p>  <p>(新設)</p>



イ 仕向地の表示

(ア) 日本

(イ) 日本向け

(ウ) To Japan

(2) (略)

(新設)

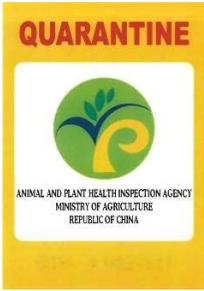
(2) (略)

附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。

台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年4月16日付け22消安第311号消費・安全局長通知）の一部改正 新旧対照表

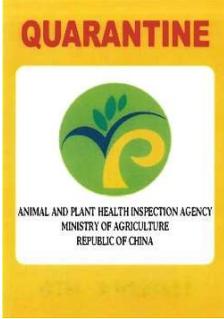
(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>5 表示</p> <p>告示7の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のもの</u>にあつては次の(1)の様式に、<u>仕向地が日本である旨のもの</u>にあつては次の(2)の<u>ア</u>から<u>ウ</u>までに掲げる字句のいずれかによるものとし、<u>こん包の側面等</u>の見やすい場所に、<u>容易に確認できる大きさ</u>で行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>ア 日本</p> <p><u>イ</u> <u>日本向け</u></p> <p><u>ウ</u> To Japan</p>	<p>5 表示</p> <p>告示7の<u>輸出植物検疫終了の表示</u>は次の(1)の様式、<u>仕向地の表示</u>は次の(2)の字句によるものとし、<u>こん包の側面等</u>の見やすい場所に、<u>容易に確認できる大きさ</u>で行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>ア 日本</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ</u> To Japan</p>

附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。

台湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則（平成28年12月28日付け28消安第4172号消費・安全局長通知）の一部改正 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>5 表示 告示7の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のもの</u>にあつては次の（1）の様式に、仕向地が日本である旨の<u>もの</u>にあつては次の（2）のAからUまでに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) (略)</p>	<p>5 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の（1）の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の（2）のAからUまでに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) (略)</p>

附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。